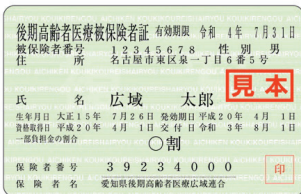


令和3年度の 後期高齢者医療制度

■問い合わせ 保険医療課 0561・56・0739

●保険証の更新

現在お持ちの保険証（後期高齢者医療被保険者証）の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は、7月中旬から下旬に簡易書留郵便で発送します。8月1日からは、新しい保険証を使用してください。



▼配達時に不在だった場合

郵便受けに不在連絡票が入りません。郵便局へ再配達依頼をするか、日進郵便局で直接受け取ってください。

●医療費の自己負担割合

医療機関で支払う医療費の自己負担割合（3割または1割）は、世帯の令和2年中の所得をもとに判定されます。（表1）

3割負担と判定されても、一定の要件（表2）に該当する人は、申請により、申請月の翌月から負担割合が1割になります。対象者は、役場から申請書を送付します。

●保険料の決定

令和2年中の所得などに基づき計算した「令和3年度 後期高齢者医療保険料決定通知書」を7月中旬に送付します。

▼保険料の計算方法

保険料額は、後期高齢者医療制度加入者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。また、一定の要件（表4）に該当する人は、保険料が軽減されます。



保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{〔令和2年中の所得金額} - \text{基礎控除額 (表3)〕} \\ \hline \text{×所得割率9.64\%} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{48,765円} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline \text{(上限額64万円)} \\ \hline \end{array}$$

（表1）医療機関で支払う自己負担割合の判定基準

要件	割合
世帯内に令和3年度町県民税（住民税）の課税標準額が145万円以上である後期高齢者医療制度加入者がいない	1割
世帯内に昭和20年1月2日以降生まれの後期高齢者医療制度加入者がいて、かつ世帯内の後期高齢者医療制度加入者全員の旧ただし書所得（総所得金額から基礎控除額（表3）を控除した額）の合計が210万円以下	
上記以外	3割

（表2）自己負担割合の再判定

3割負担と判定されても、令和2年中の収入などが以下のいずれかに該当する場合は、「基準収入額適用申請書」の提出により1割負担になります。

要件
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が1人のみで、かつその人の収入額が383万円未満
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が1人のみで、かつ同じ世帯内に70歳から74歳の人がいて、後期高齢者医療制度加入者と70歳から74歳の人の収入額の合計が、520万円未満
世帯内の後期高齢者医療制度加入者が2人以上で、かつ後期高齢者医療制度加入者全員の収入額の合計が520万円未満

（表3）基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

税制改正の影響について

令和3年1月1日施行の地方税法の改正（給与所得控除額と公的年金等控除額の引き下げ）に伴い、「均等割額」の軽減対象となる所得要件を次のとおり見直しました。（表4）なお、「所得割額」については一部の人（※1）を除き、保険料への影響はありません。

※1 給与収入が850万円を超える人や、合計所得金額が2,400万円を超える人などは影響がある場合があります。

（表4）所得の低い世帯の保険料軽減

令和2年中の所得などが以下の要件に該当する場合は、保険料が軽減されます。

要件		軽減措置 均等割額
世帯主とその世帯にいる 後期高齢者医療制度加入者全員の	所得の合計が43万円+10万円×（給与所得者等の人数-1）以下	7割軽減
	所得の合計が43万円+（28.5万円×世帯の後期高齢者医療制度加入者数）+10万円×（給与所得者等の人数-1）以下	5割軽減
	所得の合計が43万円+（52万円×世帯の後期高齢者医療制度加入者数）+10万円×（給与所得者等の人数-1）以下	2割軽減

※所得金額の合計が低い世帯を対象とした軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設（平成20年度）から当面の暫定措置として実施されてきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、段階の見直しにより、令和2年度限りで廃止されました。令和3年度からの軽減措置については、制度本来の仕組み（7割軽減）に戻します。

後期高齢者医療 コールセンターのご案内

愛知県後期高齢者医療広域連合では、下記期間において、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンター（電話窓口）を開設します。保険料の算定方法、低所得者に対する軽減特例の見直し、保険証の負担割合などについては、コールセンターへお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉

0570-011558（ご利用には通信料がかかります。）

【期間】7月12日（月）～8月31日（火） ※土日・祝日も開設

【時間】午前8時45分～午後5時15分

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

※納付方法など納付に関するご相談については、東郷町役場保険医療課医療係までお問い合わせください。

〈ご注意〉

コールセンターは、受信専用です。**還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示することは一切ありません。**不審な電話がありましたら、東郷町役場保険医療課医療係までお問い合わせください。

詳しくは 愛知県後期高齢者医療広域連合 管理課 保険料グループ ☎052・955・1223
東郷町役場 保険医療課 医療係 ☎0561・56・0739